

地方分権論 A

2017 年度春学期

第 8 回（資料）

2017. 6. 2（金）

第 4 限（14:45~16:15）

3 号館 1104 室

片木淳

katagi◎waseda.jp（◎は@）

次回までに

（討論資料）

「市制町村制」（明治 21 年 4 月 17 日）理由（モッセ起草）

（本資料の最後に掲載）を読んで、研究しておくこと。

1 国庫負担金と国庫補助金

1.1 国庫負担金

1) 普通国庫負担金（経常的経費国庫負担金）

* 地方財政法第 10 条

「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるもの」

(例)

- ① 義務教育職員の給与（退職年金等を除く。）に要する経費
- ② 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- ③ 生活保護に要する経費
- ④ 老人保健事業、養護老人ホーム、特別養護老人ホームに要する経費
- ⑤ 介護保険の介護給付に要する経費 等

2) 公共事業費国庫負担金

* 地方財政法第 10 条の 2

「地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費」については、国が一部を負担。

(例)

- ① 道路、河川、砂防、海岸、港湾等の重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- ② 林地、林道、漁港等の重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- ③ 重要な都市計画事業に要する経費
- ④ 公営住宅の建設に要する経費
- ⑤ 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費 等

3) 災害復旧事業費等国庫負担金

* 地方財政法第 10 条の 3

「地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する経費」については、国が一部を負担。

(例)

- ① 災害救助事業に要する経費

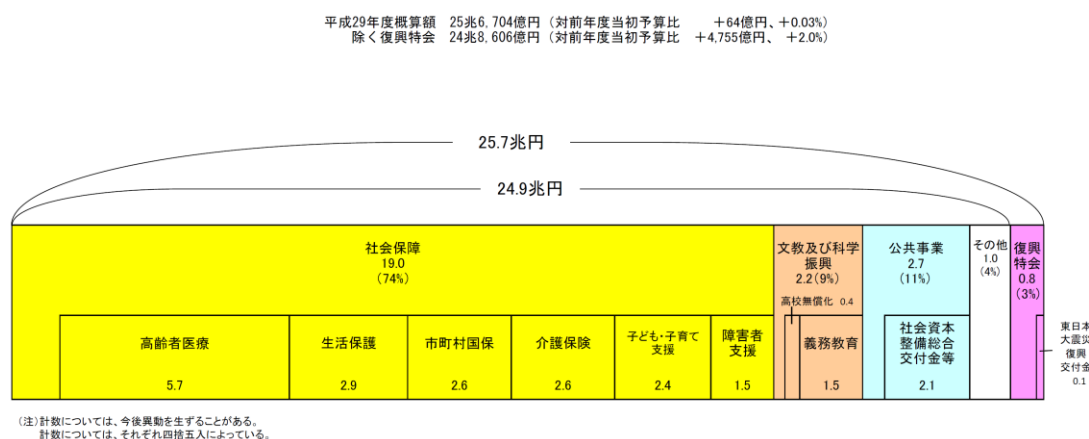
- ② 道路、河川、砂防、海岸、港湾等の土木施設の災害復旧事業に要する経費
- ③ 林地荒廃防止施設、林道、漁港等の農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- ④ 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- ⑤ 公営住宅の災害復旧に要する経費
- ⑥ 学校の災害復旧に要する経費
- ⑦ 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費 等

1.2 国庫補助金

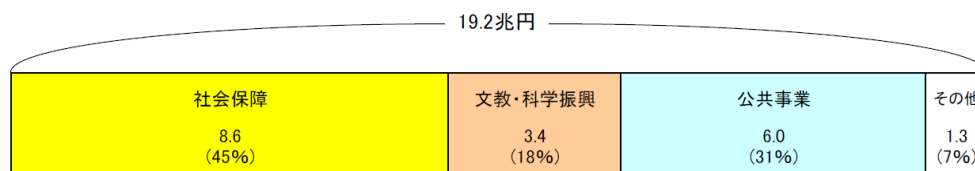
* 地方財政法第 16 条

「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。」

1.3 地方向け補助金等の全体像（平 29 年度予算）



(参考 平成 10 年度)



【出典：財務省ホームページ「予算・決算 > 毎年度の予算・決算 > 予算 > 平成 28 年度 > 政府案」「地方向け補助金等の概要」及び「平成 20 年度予算政府案」「平成 20 年度地方向け補助金等について」のうち平成 10 年度のグラフ】

2 地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月8日）

「第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

I-I 国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向

1 国庫補助負担金の機能と問題点

国庫委託金以外の国庫負担金及び国庫補助金（以下、「国庫補助負担金」という。）は、国と地方公共団体が協力して事務を実施するに際し、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励のための政策手段としての機能を担うものである。

しかし、一方では、

- ① 国庫補助負担金の交付により、国と地方公共団体の責任の所在の不明確化を招きやすい、
- ② 国庫補助負担金の交付を通じた各省庁の関与が、地方公共団体の地域の知恵や創意を生かした自主的な行財政運営を阻害しがちである、
- ③ 国庫補助負担金の細部にわたる補助条件や煩雑な交付手続等が、行政の簡素・効率化や財政資金の効率的な使用を妨げる要因となっている、

等弊害も少なからず見られる。したがって、これまでも国庫補助負担金の交付は真に必要な分野に限定するものとされてきた。

2 国と地方公共団体の財政関係の見直しの基本的な方向

国と地方公共団体の財政関係については、事務の実施主体がその費用を負担するという原則を踏まえつつ、概ね次の三点を基本的な方向として見直すこととする。

- ① 国庫補助負担金の整理合理化
- ② 存続する国庫補助負担金の運用、関与の改革
- ③ 地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実確保

I-II 国と地方の経費負担のあり方

1. 国と地方の経費負担区分の原則

国と地方公共団体の財政関係の見直しに当たっては、地方行政の自主的な運営の確保、行政責任の明確化等の観点から、地方公共団体の担う事務に要する経費については当該地方公共団体が全額を負担するという原則を堅持することとする。

また、地方公共団体の担う事務について、国が経費の全部又は一部を負担又は補助する場合、国庫委託金、国庫負担金及び国庫補助金に区分されるが、その中で国庫負担金と国庫補助金の区分を明確にすることが特に重要と考えられる。

（以下、略）

3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。（2 項以下省略）

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。（2 項以下省略）

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

（出典：総務省 HP「法令データ提供システム」。下線は片木）

4 地域自主戦略交付金

4.1 民主党政権マニフェスト（平成 21 年衆議院選挙時、抜粋）

4 地域主権

27. 霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

- 新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

（民主党「政権政策 Manifesto」（発行日 2009 年 7 月 27 日）による。下線等は片木）

4.2 ひも付き補助金の一括交付金化（平成 22 年 6 月 22 日、「地域主権戦略大綱」抜粋）

1 趣旨

（1）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（2）原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果

的に財源を活用することが可能となる。

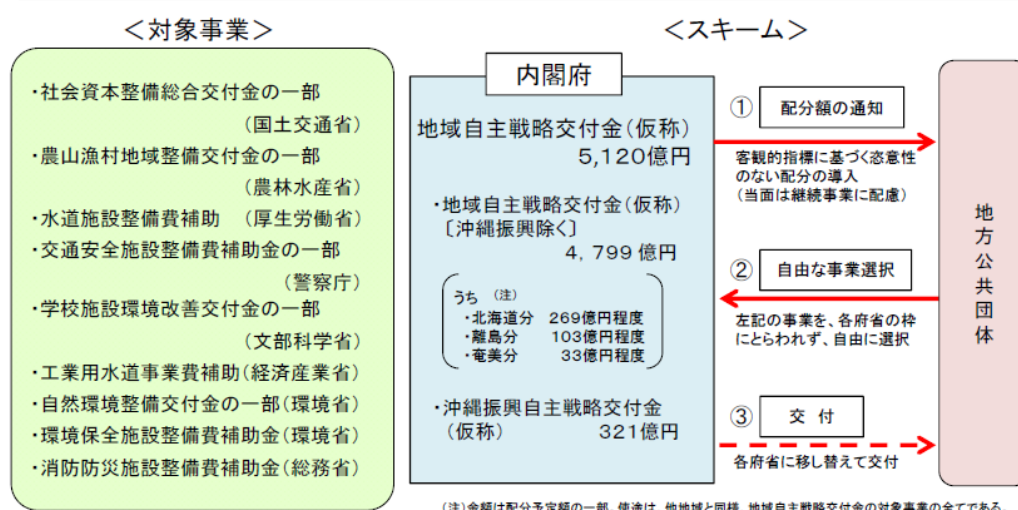
(3) 手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順を進めていく必要がある。

(以下略)

4.3 地域自主戦略交付金 5,120 億円

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」(仮称)を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。



【出典：平成 22 年 12 月 27 日、第 10 回 地域主権戦略会議、資料 2】

4.4 「ひも付き補助金」の一括交付金化（総務省「平成 23 年版地方財政白書」より抜粋）

「地域のことは地域が決める地域主権を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする」との方針の下、平成 23 年度予算から一括交付金が創設されることとなった。

平成 24 年度において投資補助金を都道府県分・市町村分あわせて 1 兆円強とすることを目標として、初年度の平成 23 年度は、第一段階として投資に係る補助金等を所管する全ての府省が、都道府県分の投資に係る補助金等の一括化に取り組み、「地域自主戦略交付金」(4,799 億円)及び「沖縄振興自主戦略交付金」(321 億円)を創設することとなった。また、市町村分（政令指定都市を含む）については、年度間の予算額の変

動性を勘案し、平成 24 年度から導入すべく取り組んでいるところである。

なお、平成 23 年度の「地域自主戦略交付金」等の対象事業（都道府県分）は

- ・社会資本整備総合交付金の一部
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
- ・水道施設整備費補助
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
- ・学校施設環境改善交付金の一部
- ・工業用水道事業費補助
- ・自然環境整備交付金の一部
- ・環境保全施設整備費補助金
- ・消防防災施設整備費補助金

とされている。また、經常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施し、これにあわせて、經常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討することとなっている。

「地域自主戦略交付金」等については、地域の自由裁量を拡大するという目的のもと、(1)各府省の枠にとらわれずに使えるようにすること、(2)箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視すること、(3)客観的指標に基づく恣意性のない配分を導入する（条件不利地域等に配慮した仕組みを設ける）こと、(4)対象となる事業の範囲で自由に事業を選択するが、事業規模等の必要な要件を設けることとされている。ただし、継続事業に配慮し、平成 23 年度は客観的指標による配分は 1 割程度とし、その後順次拡大していくと同時に、当面は交付率、地域特例（補助率かさ上げ）、地方財政措置を継続することとされている。

なお、地方公共団体は、内閣府から客観的指標等に基づき通知された配分額を元に、対象事業の中から各府省の枠にとらわれず、自由に事業を選択して、その事業実施計画を内閣府に提出し、内閣府は交付金を各府省に移し替えて交付することとされている。」

【出典： 総務省 HP「平成 23 年版地方財政白書」第 3 部 最近の地方財政の動向と課題】

4.5 一括交付金の拡充

○ 総額の拡大	H23 5,120億円	➡	H24 8,329億円
○ 地域自主戦略交付金の拡充	都道府県分の対象事業の拡大 政令指定都市への制度の導入		
	対象事業	H23 9事業	➡ H24 18事業
○ 沖縄振興一括交付金(仮称)の創設	H24 1,575億円		

H24予算(案)の概要		H24地域自主戦略交付金の対象事業の拡大	
一括交付金総額	8,329億円 (H23 5,120億円)	<主な対象事業> ○交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【拡充】 ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【拡充】 ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【新設】 ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【拡充】 ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】 ○農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】 ○水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】 ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【拡充】 ○自然環境整備交付金(環境省)【拡充】 ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【新設】	
地域自主戦略交付金	6,754億円 ^{※1} (H23 4,772億円)	◎: 都道府県及び政令指定都市を交付対象 ○: 都道府県を交付対象 ☆: 政令指定都市を交付対象	
うち都道府県分	5,515億円程度 (H23 4,772億円)		
うち政令指定都市分	1,239億円程度 (新設)		
沖縄振興一括交付金(仮称)	1,575億円 (新設)		
うち沖縄振興公共投資交付金(仮称)	771億円 (新設) ^{※2}		
うち沖縄振興特別調整交付金(仮称)	803億円 (新設)		

※1 このうち、北海道(札幌市を含む。)分353億円程度、離島分115億円程度、奄美分37億円程度(金額は配分予定額の一部)。

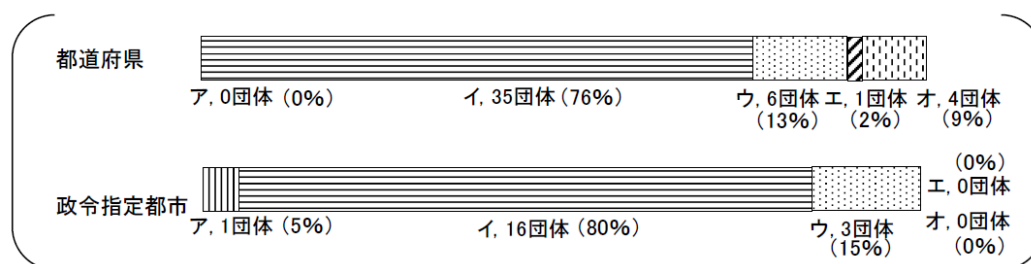
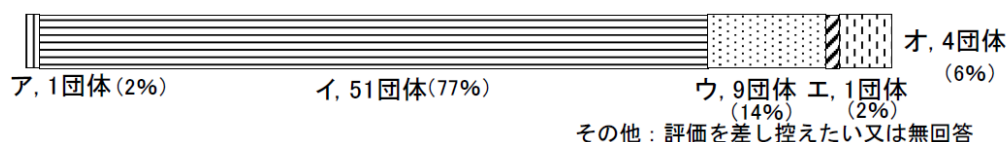
※2 H23年度の沖縄分の一括交付金(沖縄振興自主戦略交付金及び地域自主戦略交付金の一部を合算した額)は348億円。沖縄振興公共投資交付金(仮称)は、全国制度の拡充に加え、沖縄独自に対象範囲を拡大し、創設したもの。

【出典：内閣府 HP「政策 > 地域主権改革 > 地域主権戦略会議 > 地域主権戦略会議開催状況 > 第15回地域主権戦略会議 議事次第・配付資料」「配布資料2-1 一括交付金の拡充」(平成23年12月26日)】

4.6 地域自主戦略交付金の評価(当時の内閣府・地域主権戦略室調査)

問6 地域自主戦略交付金は各府省の枠にとられない、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図るものですが、本交付金の取組を評価しますか。

ア 大いに評価する イ ある程度評価する ウ あまり評価しない
エ 全く評価しない オ その他



問7 問6でお答えいただいたような評価となったのは、どのような理由からですか。

「大いに評価する」「ある程度評価する」主な理由：

- ・年度途中においても省庁間を跨いだ事業実施計画の変更が可能であることなど、地方公共団体の自由度が高まった。
- ・従来の計画毎の配分ではないため、従来に比して幅広い範囲から独自の判断で必要な分野に重点的・効率的な配分ができた。
- ・国の事前関与、国の箇所付けを廃止したこと、また、各省の枠にとらわれずに使えるようになったことは、地方の自由裁量を拡大するものとして評価。
- ・地域の自主性を高める取組みが一步前進したものであり、評価する。 など

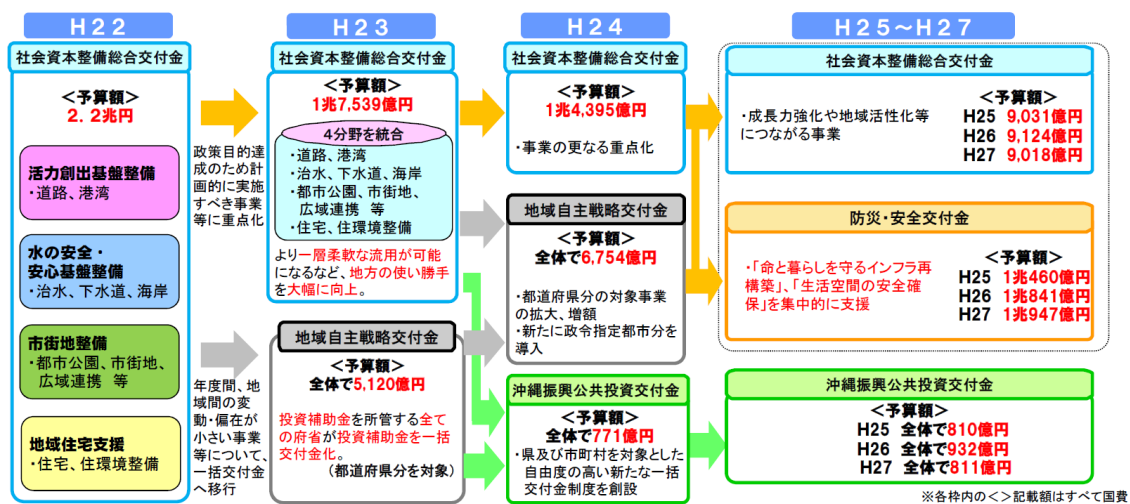
「あまり評価しない」「全く評価しない」主な理由：

- ・総額が削減され、要望額どおりの所要額が確保されていないため、新規事業着手が困難となっている。
- ・対象事業が各府省の一部の事業のみであり、地域自主戦略交付金の対象事業が少ないため。
- ・国が権限を持ったまま地方に配分するという基本的な仕組みは何ら変わっておらず、地方の自由度を高め、裁量権を拡大する地域主権の理念からは遠い。 など

【出典：平成24年11月、内閣府地域主権戦略室「地域自主戦略交付金に関するアンケートの概要（ポイント）」】

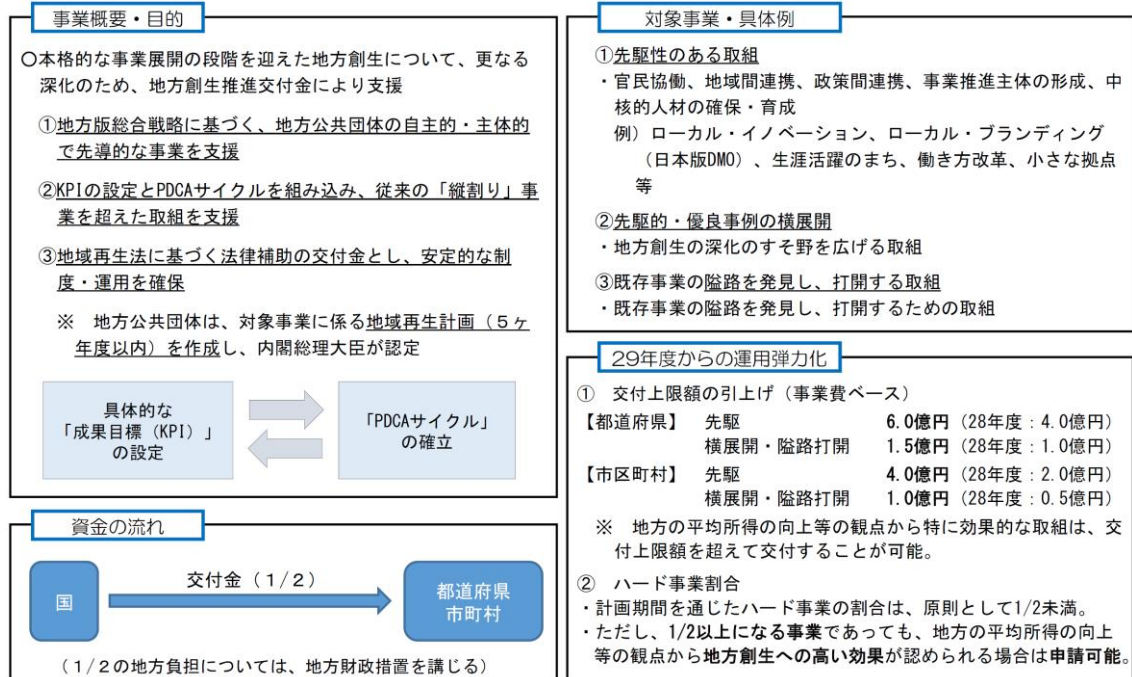
5 （例）社会資本整備総合交付金制度の変遷

- 平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金を創設。
- 平成23年度に、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、地域自主戦略交付金を創設。（内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。）
- 平成24年度に、地域自主戦略交付金について、都道府県分の対象事業を拡大・増額。政令指定都市に一括交付金を導入。また、沖縄振興公共投資交付金として県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設。
- 平成25年度以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）及び生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するとともに、社会資本整備総合交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援（地域自主戦略交付金は廃止）。

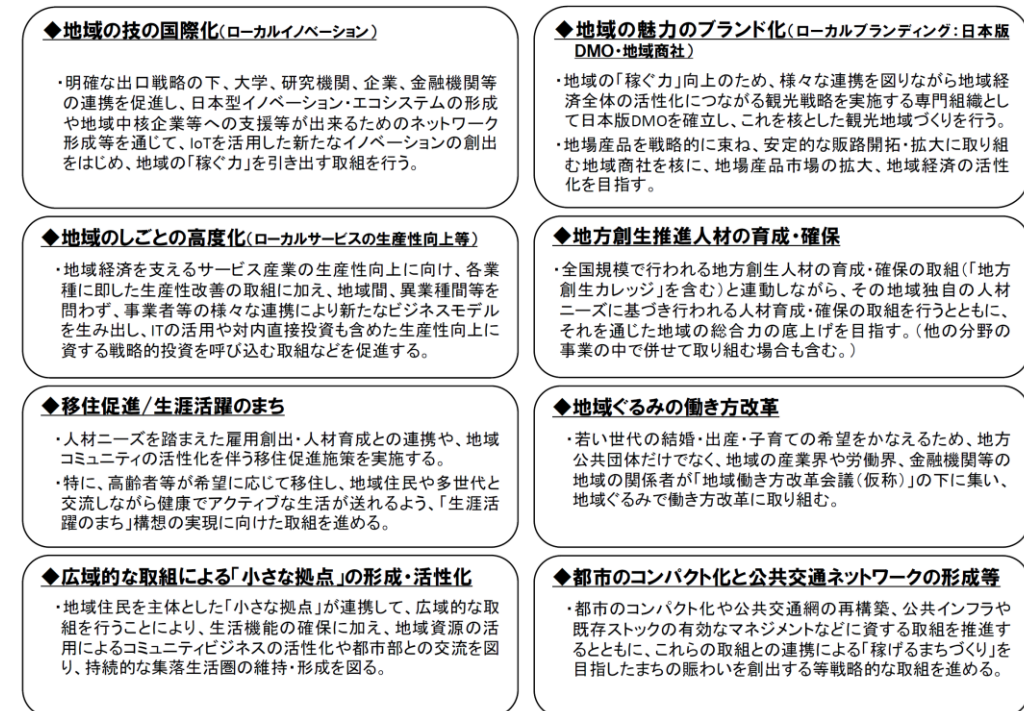


【出典：国土交通省 HP「政策・仕事>予算・決算・税制等>社会資本整備総合交付金等について」】

6 地方創生推進交付金 29 年度予算額 1,000 億円（28 年度予算額 1,000 億円）



地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例



【出典：内閣府地方創生推進事務局「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について」（平成29年4月28日）】

1 (次回討論資料)

2 「市制町村制」(明治 21 年 4 月 17 日)理由(モッセ起草)

3
4 本制ノ旨趣ハ自治及分權ノ原則ヲ實施セントスルニ在リテ現今ノ情勢ニ照シ程度ノ宜キニ從
5 ヒ以テ立法上其端緒ヲ開キタルモノナリ此法制ヲ施行セントスルニハ必先ツ地方自治ノ區ヲ造
6 成セサル可カラス地方ノ自治區ハ特立ノ組織ヲ爲シ公法民法ノ二者ニ於テ共ニ一個人民ト權
7 利ヲ同クシ之カ理事者タルノ機關ヲ有スルモノナリ其機關ハ法制ノ定ムル所ニ依テ組織シ自
8 治體ハ即チ之ニ依テ其意想ヲ表發シ之ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス故ニ自治區ハ法人トシテ
9 財産ヲ所有シ之ヲ授受賣買シ他人ト契約ヲ結ビ權利ヲ得義務ヲ負ヒ又其區域内ハ自ラ獨立シ
10 テ之ヲ統治スルモノナリ然リト雖モ其區域ハ素ト國ノ一部分ニシテ國ノ統轄ノ下ニ於テ其義務
11 ヲ盡サハルヲ得ス故ニ國ハ法律ヲ以テ其組織ヲ定メ其負擔ノ範圍ヲ設ケ常ニ之ヲ監督ス可キ
12 モトス國內ノ人民各其自治ノ團結ヲ爲シ政府ノヲ統一シテ其機軸ヲ執ルハ國家ノ基礎ヲ鞏
13 固ニスル所以ナリ國家ノ基礎ヲ固クセントセハ地方ノ區畫ヲ以テ自治ノ機體ト爲シ以テ其部内
14 ノ利害ヲ負擔セシメサル可カラス現今ノ制ハ府縣ノ下郡區町村アリ區町村ハ稍自治ノ體ヲ存ス
15 ト雖モ未タ完全ナル自治ノ制アルヲ見ス郡ノ如キハ全ク行政ノ區畫タルニ過キス府縣ハ素ト行
16 政ノ區畫ニシテ幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルカ如シト雖モ是亦全ク自治ノ制アリト謂フ可カラ
17 ス今前述ノ理由ニ依リ此區畫ヲ以テ悉ク完全ナル自治體ト爲スヲ必要ナリトス即府縣郡市町
18 村ヲ以テ三階級ノ自治體ト爲サントス此階級ヲ設クルハ分權ノ制ヲ施スニ於テモ亦緊要ナリト
19 ス蓋自治區ニハ其自治體共同ノ事務ヲ任ス可キノミナラス一般ノ行政ニ屬スル事ト雖モ全國ノ
20 統治ニ必要ニシテ官府自ラ處理スヘキモノヲ除ク外之ヲ地方ニ分任スルヲ得策ナリトス故ニ
21 其町村ノ力ニ堪フル者ハ之ヲ其負擔トシ其力ニ堪ヘサル者ハ之ヲ郡ニ任シ郡ノ力ニ及ハサル
22 者ハ之ヲ府縣ノ負擔トス可シ是階級ノ重複スルヲ厭ハスシテ却テ利益アリト爲ス所以ナリ維新
23 ノ後政務ヲ集攬シテ一ニ之ヲ中央ノ政府ニ統ヘ地方官ハ各其職權アリト雖モ政府ノ委任ニ依
24 テ代テ事ヲ處スルニ過キス今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲ
25 シテ之ニ參與セシメ以テ政府ノ繁雜ヲ省キ併セテ人民ノ本務ヲ盡サシメントスルニ在リ而シテ
26 政府ハ政治ノ大綱ヲ握リ方針ヲ授ケ國家統御ノ實ヲ舉クルヲ得可ク人民ハ自治ノ責任ヲ分チ
27 以テ專ラ地方ノ公益ヲ計ルノ心ヲ起スニ至ル可シ蓋人民参政ノ思想發達スルニ從ヒ之ヲ利用
28 シテ地方ノ公事ニ練習セシメ施政ノ難易ヲ知ラシメ漸ク國事ニ任スルノ實力ヲ養成セントス是
29 將來立憲ノ制ニ於テ國家百世ノ基礎ヲ立ツルノ根源タリ故ニ分權ノ主義ニ依リ行政事務ヲ地
30 方ニ分任シ國民ヲシテ公同ノ事務ヲ負擔セシメ以テ自治ノ實ヲ全カラシメントスルニハ技術專
31 門ノ職若クハ常職トシテ任ス可キ職務ヲ除ク外概ネ地方ノ人民ヲシテ名譽ノ爲メ無給ニシテ
32 其職ヲ執ラシムルヲ要ス而シテ之ヲ擔任スルハ其地方人民ノ義務ト爲ス是國民タル者國ニ盡
33 スノ本務ニシテ丁壯ノ兵役ニ服スルト原則ヲ同クシ更ニ一歩ヲ進ムルモノナリ然レトモ人民ヲシ
34 テ普ク此義務ヲ帶ハシムルトキハ其任又輕シト爲サス故ニ一朝ニシテ此制ヲ實行セントスルハ
35 頗ル難事に屬スト雖モ其目的タル國家永遠ノ計ニ在リテ效果ヲ速成ニ期セス漸次参政ノ道ヲ
36 擴張シテ公務ニ練熟セシメントスルニ在リ是ヲ以テカメテ多ク地方ノ名望アル者ヲ舉ケテ此任

37 ニ當ラシメ其地位ヲ高クシ待遇ヲ厚クシ無用ノ勞費ヲ負ハシメス倦怠ノ念ヲ生セサラシムルトキ
38 ハ漸ク其責任ノ重キヲ知り參政ノ名譽タルヲ辨スルニ至ラントス且本邦舊來ノ制ヲ考フルニ無
39 給職ニシテ町村ノ事務ニ任スルノ例アリ各地方ノ習慣固ヨリ一定ナルニ非ス且維新後數次ノ
40 變革ニ依テ頗ル此習慣ヲ破リタリト雖モ今日ニ及テ之ヲ襲用スルコト猶難カラサル可シ是此制
41 ヲ實施スルニ方テ多少ノ困難アルニ拘ラス漸次其目的ヲ達センコトヲ期シテ疑ハサル所以ナリ
42 (以下略)

43

44 【出典:国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」HP,「市制町村制」(高村幸藏、明21.12)】

(参考)

自治體＝自治体

盡ス＝尽くす

負擔＝負担

區畫＝区画

蓋＝(けだし)なぜなら

雖モ＝(いえども)

擔任＝担任

丁壯＝壮年の男子

辨スル＝理解する

據テ＝拠(よ)りて

俄ニ＝(にわか(に) すぐに